

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成30年12月7日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
渡辺忍	渡辺忍と市民ネットワーク・いなげ	平成30年10月31日
石川龍之	石川龍之後援会	平成30年11月1日
椎名千収	プログラム山武	平成30年11月1日
鎌倉金	鎌倉金後援会	平成30年11月5日